

麻薬取扱者の免許証の誤送付について

1 概要

薬務課において、昨年末に送付した麻薬取扱者の免許証（施用者免許・研究者免許）について、誤送付が2件あったことが判明しました。

2 経緯

○発覚の経緯及び対応

令和5年12月27日頃送付した免許証の送付先から、今年1月4日（木）、薬務課に下記のとおり連絡がありました。

①A医療機関からの連絡内容

送付されてきた封筒の中にA医療機関分のほかにB医療機関の4医師あての免許証（施用者免許）が誤って送付されている。

4医師の免許証については、直接、A医療機関からB医療機関へ連絡し、免許証を手渡した。

【薬務課の対応】

薬務課へ連絡のあった1月4日に両医療機関へ謝罪し、翌5日に両医療機関に出向き事実を確認し、B医療機関にある免許証の氏名等を確認のうえ改めて交付した。

②C研究者からの連絡内容

送付されてきた封筒の中に同じ研究機関の別のD研究者の免許証（研究者免許）が誤って送付されている。誤って送付された可能性のある同研究機関内のE研究者を含めたC、D、E、3人の免許証の入った各封筒3通については、薬務課へ返送する。

【薬務課の対応】

薬務課へ連絡のあったC研究者には、1月4日に謝罪した。

1月9日、免許証が薬務課へ返送され、確認したところ、3人の研究者の内、C研究者とD研究者の免許証を誤って封入し送付していたことが判明した。

3人の研究者については、1月9日に研究機関へ出向き直接謝罪し、免許証を改めて交付した。

3 原因

免許証を封入する際のダブルチェックが十分でなく、誤って封入されていることに気づかなかったものです。

4 再発防止策

改めて課内全員に注意喚起を行うとともに、現行のダブルチェックの実施方法を、読み上げ方式にするなど改善して、再発の防止に努めます。